

吹田市立小中学校児童生徒用端末配送委託業務 仕様書

吹 田 市 教 育 委 員 会

1. 業務名

吹田市立小中学校児童生徒用端末配送委託業務

2. 目的

吹田市内の小中学校で利用している学習用タブレット端末において、令和7年度中に新タブレット端末を調達することに伴い一部のタブレット端末が学校現場で不要となる。それら不要となるタブレット端末を、吹田市立教育センター（大阪府吹田市佐竹台1-6-3 9F）及び株式会社洋行の大阪物流センター（大阪府大東市御領3丁目7番5号）（以下、物流センター）へ安全に移送することを目的にする。

3. 業務場所及び作業台数

別紙 学校別機器配置数及び学校所在地表 参照

4. 本業務の仕様

- (1) 業務場所及び作業台数に記載している各種機器を、GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を施していた状態で配送先へ移送すること。
- (2) 回収する機器について、段ボール箱ごとに数の変動がないことを回収前後で確認すること。
- (3) 移送先に対し、移送した箱数を引き継ぐこと

5. 引渡し対象品

- (1) GIGA スクール端末（学習者用コンピュータ）
- (2) GIGA スクール端末の付属品（AC アダプタ・キーボード付き端末カバー等）

(3) GIGA スクール端末のおおよそのサイズおよび画像は以下の通り

No	機器名称	おおよそのサイズ・ 重量	機種ごとの画像
1	iPad (本体)	縦：25cm 横：17.3cm 厚み：0.6cm 重量：495g	
2	dynabook K50	縦：18.6cm 横：25cm 厚み：1.5cm 重量：1,180g	
3	ARROWS Tab Q5010/EEG	縦：23cm 横：28cm 厚み：3cm 重量：1,465g (本体：1215g、保護カバー：250g)	
4	AC アダプタ	省略	省略

6. 引渡しの方法

- (1) 発注者および受注者は、対象品を引渡す日時・場所・品目・数量等について事前に協議を実施する。
- (2) 受注者は内容に基づき、引渡しに必要な、梱包材等、業務の完遂に必要なものを手配の上、各学校へ送付する。なお「段ボール」、「発送元と発送先、内容物（端末機種名など）を記載し、判別できるシール」、「ガムテープ」は必須とする。
- (3) (2)で手配する物品は、各学校に対し搬出日の10営業日前までに到着するよう、準備すること。
- (4) その他の機器の配送条件は3. 業務場所及び作業台数を参照のこと。

7. 協議事項

発注者の担当職員との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応について、仕様を満たしているか、作業実施前に発注者と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、発注者の担当職員と協議しその指示に従うこと。

8. 成果物（納品物）

業務完了報告書を提出すること。

9. その他

- (1) 本業務の作業日及び作業時間については、本市と協議を行い決定すること。なお前提として配送作業は開校日のみ、配送作業は9時から17時の間に終わること。
- (2) 本業務に係る全ての項目についての不具合が発生した場合は、受託業者において責任を持って対応することとし、負担は全て受託業者が負うものとする。
- (3) 本業務の不具合において、本市に不利益が生じた場合は、別途協議を行い、当市の求めに応じて策を講じることとする。
- (4) 受注者は、契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。
- (5) 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、受注者は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。
- (6) 予定数量は変動する可能性がある。最終台数は発注者受注者協議の上で最終確定するものとする。
- (7) 受注者は本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに発注者へ当該事由の内容及び発注者が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨

を、速やかに書面をもって通知すること。

- (8) 受注者の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、発注者は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わない。

この仕様書に記載のない事項について、疑義が生じた時は、双方は誠意を持って協議の上、定めることとする。